



2025 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 ウェルネオシュガー株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 貢司
(コード番号 2117 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 飯塚 裕之
(TEL. 03-3668-1246)

業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 2,621 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,270 円
(4) 処分総額	5,949,670 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 3 名 2,621 株 ※社外取締役を除く。

2. 処分の目的および理由

当社は、2024 年 6 月 26 日開催の当社第 13 回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）が株主の皆様と同じ目線で業績を向上させ、さらに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、持続的な株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」という。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」という。）を割り当てる株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、ならびに本制度に基づき、対象取締役に對する業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間につき 41 百万円以内として設定すること、対象取締役に對して各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数は 32,000 株を上限とすること、および業績連動事後交付型譲渡制限付株式の譲渡制限期間を業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、当社第 14 期事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）を対象期間とする業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 3 名（以下「割当対象者」という。）に對し、金銭報酬債権合計 5,949,670

円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 2,621 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。本自己株処分による希薄化の規模は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 32,800,095 株に対し 0.01%（小数点以下第 3 位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本制度の内容

（1）本制度の仕組み

本制度は、割当対象者に対し、各事業年度を対象期間として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各割当対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける制度です。

（2）対象期間および業績等の数値目標

対象期間	当社第 14 期事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）
業績等の数値目標	対象期間における自己資本利益率（ROE）

（3）交付株式数および金銭報酬債権の額の算定方法

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、使用する数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標については、任意の指名・報酬委員会で検討のうえ、当社取締役会において決定いたします。

（4）交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各割当対象者に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各割当対象者に業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

- ① 対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、割当対象者が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日の後、業績連動事後交付型譲渡制限付株式が交付されるまでの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を割当対象者に支給することができるものといたします。

また、対象期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付しないものといたします。

4. 割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年8月21日から割当対象者が当社の取締役を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた業績連動事後交付型譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」という。）において下記（3）譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

(4) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

5. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年7月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,270円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上